

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷八十二第

行發日一月二年四和昭

## 論叢

犬 稅 論 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年に於ける大阪爲替會社 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

リカアドウの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 時論

我國の國富及び國民所得を論ず . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 說苑

經濟政策學に於ける超越的目標に就いて . . . . . 經濟學士 藤田 敬三

豫算に依る企業之統制 . . . . . 經濟學士 大塚 一郎

## 雜錄

獨逸に於ける中央地方稅の發達 . . . . . 經濟學士 中川與之助

美濃稻津村小里の割山制度 . . . . . 經濟學士 井 篁 弁

## 明治初年の大阪爲替會社に就いて

菅野和太郎

### 第一 大阪爲替會社設立の由來

維新の鴻業成りて明治新政府樹立さるるや、新政府は國策の一つとして富國強兵を其の主眼とした。而して其の富國の實を擧ぐるがためには是非共泰西に存在した會社及び銀行を興す必要のあることを痛感した政府當局者は、明治二年に東京・大阪・西京・神戸・天津・新潟及び敦賀に通商爲替の兩會社を設立することとした。大阪に於ては明治二年八月十日に大阪爲替會社が設立されたのであつて、之が即ち抑も我國に於ける銀行の濫觴である。然らば其の爲替會社設立前には金融機關が全然存在しなかつたかといふに、さうではない。即ち幕府及び各藩に隸屬せる御爲替組及び藏元・掛屋等の用達商があり、又其の他大小の兩替商があつて、或は税金を預り、爲替を以て之を官庫に納め、或は各藩のために金融の便を圖り、或は又金銀銅貨の交換等をなして、銀行類の業務を營み、以て金融上に重要な役割を演じて居つた。而して此等は多く個人經營であ

1) 明治財政史 第十二卷 307頁 393頁

大阪重信撰 開國五十年史下 588頁

元來爲替會社といふ名前はバンクの譯字である(加藤祐一 會社辯講釋 下巻 一枚)

つたが、唯二三例へば三井組・島田組・小野組等は、合名會社類似の組織の下で金融業に従事した。併し乍ら此等の金融機關は幕府又は各藩のために用達するを其の本業として、唯時折資金を一般人民に貸したことがあつたにすぎないのであるから、今日の如く廣く公衆から預金を吸收し、而して之を貸附、割引の方法で貸出すといふが如きことは、當時未だ一般に行はれて居なかつたのである。従つて又維新前の金融機關は未だ以て之を銀行と稱することを得ず、唯纔に銀行の先驅をなせしものに過ぎない。然るに嘉永六年米艦浦賀に來り、鎖國の迷夢を破りてより、俄に歐米との交通頻繁となり、我國の社會經濟上に受けたる打撃は少々にあらず、搗て、加へて徳川幕府の覆滅によりて商業並に金融界は名狀すべからざる混亂状態に陥つた。茲に至つて合資結社の方法による銀行の設立を必要とする事の切なるものがあるに至つたのである。

慶應三年十二月十四日に大政復古が全國に布告されて、茲に表面上は政權の統一が完成されるが如くに見えたが、尙徳川氏・諸藩及び社寺は、其の土地を領有して居たため、政府は廢藩置縣に至る迄は、租稅賦課の實權を掌握することを得ずして、政府の歳入は常に甚しく缺乏して居つた。始め政府は其の窮乏を救ふため、三井・小野・島田等の富豪の献金に訴へて居たのであつたが、終に三岡八郎の献策によつて、太政官札といふ不換紙幣を發行して、其の歳入の缺乏を補填せんとした。然るに新政府の信用未だ薄弱であつたため、人民は太政官札の授受を喜ばず、た

めに其の流通兎角圓滑を缺き、其の結果金紙の間に値開きを見るに至る有様であつた。尙既に幕末に於て幣制は極度の紊亂に陥つて居た。蓋し幕府は從來財政の困阨に遭逢する毎に貨幣の改鑄をなし、惡貨を發行し、諸藩も亦秘に賈造貨幣を鑄造せしめたため、貨幣の眞贋殆んど鑑別し難くなつて、貨幣の流通を妨ぐることに夥しかつた。加ふるに諸藩は其の領内限り通用の金銀錢札米切手・諸手形等所謂藩札を盛に發行して、其の弊害を流布したため、幣制は全く紛亂し、それが延いて商業交通を沮滯せしめ、又金融の道を杜絶せしめた。然るに尙安政五年の日米條約は外國貨幣の國內流通を許し、且つ貨幣の輸出を禁止しなかつたため、又當時歐米諸國では金銀の比價一と十五或は一と十五半であつたにも拘はらず、我金銀座に於ては一と三の割合で交換したため、外國人は頻に我國より金貨を輸出し、洋銀を輸入して巨利を占めた。其の結果金貨は市中に於て其の影を没し、洋銀獨り市場に氾濫して、茲に幕府の幣制全く崩壞し、事實上銀單本位に變化せざるを得ざるに至つた。かゝる幣制の混亂状態に加へて、明治政府は太政官札を而かも強制的に流通せしめたため、明治初年に於ける幣制は全く紊亂の極に達し、又其の影響として物價は益々騰貴して、我國の財政經濟は二つながら紛亂錯綜を極めた。更に明治元年二年は凶年のため、東北産米地は非常の饑饉であつたのみならず、且つ内亂未だ治らなかつたため、商工業は衰退し、信用取引は中止し、金融は閉塞して、經濟社會は方に收拾すべからざる状態に瀕した。茲に於て

新政府の當局者は、此の困厄を救治するがためには、農商を奨励して産物を興すことを第一の急務なりと考へた。而してそれがためには、先づ金融の道を開通せしめなければならぬ。金融を開通せしむるがためには、幣制を改革すると同時に金融機關を完備する必要のあつたことはいふ迄もない。當時泰西に於て商工業が隆昌であつたのは會社組織による銀行に負ふ所少からざることを観破した政府當局者は、外國に倣つて銀行の設立に着手することにしたが、政府が先づ信用制度確立のために採つた第一の施設はかの商法司であつた。

大阪に於ては明治元年閏四月二十六日に商法司の支署が設けられ、次いで同年五月三十日に商法會所が設置されたが、それは當時發行された太政官札の流通を促進せしむるといふ一つの目的を有した。元來太政官札は政府の財政上の目的のために發行されたため、既述の如く人民は其の授受を喜ばなかつた。茲に於て其の流通を促進さすため、次の如き方法を採つた。即ち商業資金の融通を受けんとする者が、商法會所に資金の貸下を願出づれば、商法會所は太政官札を以て貸下げたのである。當時大阪に於ては資金が非常に缺乏したため、商業取引上に大困難を極めて居つた。蓋し維新前後に於て大阪の富豪に多くの御用金が仰付けられたため、大阪の金融上に於ては多大の差障を生じた。然るに商法會所より商業資金の融通を受けんとしても、夫れ相當の引當品を提供せざるを得なかつたため、人々は容易に必要とする資金を獲得することを得なかつた。

- 3) 商法會所のことに就いては拙稿「明治初年に於ける大阪通商會社」(本誌既載)参照
- 4) 大阪の御用金に就いては 本庄博士「明治初年大阪の御用金」(本誌既載)参照
- 5) 明治元年五月三十日布達 商法大憲

後に至つて御用金を調達したる者へは、其の調達證文を引當として金札を貸下ぐることが許されるに至つたため、かゝる人達は競つて其の貸下を受けた。元來御用金は、政府の借上金であるから、何日かは返済さるべきものであつたが、徳川時代からの經驗上、御用金なるものゝ多くは、返済されない運命を有して居たことを當時の人々は確信したため、假令不換紙幣であつても、金札の貸下を受けて置く方が安全であると考へた結果、競つて其の貸下を願出でたのである。<sup>6)</sup>而して多くの場合御用金を上納すると同時に、金札の拜借を受けて居つたのであつて、要するに之が正金と金札とを強制的に交換させられるといふ結果となつたことは、藍仲間商舊記によつて、之を知ることが出来る。即ち藍屋仲間は三百兩の調達金を明治元年十月に上納すると同時に、三百兩の拜借金を金札で受けたのである。

以上によつて明なる如く、商法司は商業資金を貸附けて商業の振興を圖る機關であつたから、舊各藩の物産方、國産方と稱する制度を因襲したものといふことが出来る。併し乍ら實際上に於ては其の目的とした處の商業資金が、其の本來の目的に使用されず、他方に於ては太政官札が正當に流通しないといふ有様となつて、商法司は結局不成績に終り、明治二年三月十五日に廢止された。

商法司に代つたところの通商司は商法司の廢止前一ヶ月即ち明治二年二月二十二日に各開港場

6) 商法司の貸下に就いては 本庄博士前掲論文參照  
7) 世外侯事歴 維新財政談中 147-8頁

に置かれ、其の設置當初の目的は商法司とは大に異つて、専ら外國貿易事務を管理するにあつたが、遂に同二年三月商法司を廢して其の事務を通商司の所管となしたため、貿易通商に關する一切の事務を管掌することになつた。<sup>8)</sup> 明治二年六月二十四日の太政官令達を見れば、通商司が一般經濟上に關する汎ゆる政務を管掌したことは明かであるが、其の内最も重要な仕事は通商・爲替の兩會社を設立指導したことである。即ち通商司は勸業殖産の擴伸と金融の疏通とを圖るため、通商會社及び爲替會社を設立せしめたのであつて、此の兩會社は相互に唇齒輔車の關係を有し、通商司の命令を受けて其の事業を執行した。而して兩會社は其の内面に於ては事實上一會社の如きものであつて、大阪爲替會社規則第六ヶ條にも、兩會社は互に助け合つて事業をなし、一家の如く睦合よべきこと、並びに兩會社の頭取は、相互に兩會社の諸帳面を隨意に見改むることを得るといふことが規定されて居る。

大阪爲替會社は大阪通商會社と同じく明治二年八月十日に成立し、其の事務所は上中之島に在つた通商司の内へ設置された。而して通商會社は内外商業を振作經營するを以て其の目的とし、爲替會社は其の振作經營に要する資金を融通運轉して通商會社に助力を與へ、併せて金銀貨幣の融通を容易ならしめ、民間の金融を開發せしめんとするを以て其の目的とした。爲替會社が此等の目的を貫徹するがために如何なる營業に従事したかといふに、資金借入業務としては、先づ政

8) 通商司のことに就いては拙稿前掲論文參照

府より巨額の資金の貸下を受け、次に一般よりの預金を預り、最後に我國未曾有の計劃たる銀行券即ち金券及び錢券を發行し、之に會社の資本金を併せて、其の貸出資金とした。而して會社は此等の資金を商業振作のために貸出したのであるが、それは主として貸附の方法によつた。尙會社は他の爲替會社と契約して爲替業務に従事し、更に兩替を行つた。(會社の業務に就いて一稿を改めて説明しよう) 會社は其の目的を達成せしむるため保險事業をも兼營することになつて居たが、それは結局實現されなかつた。尙當時既に流通の圓滑を缺いで居た太政官札の流通を促進すべき所務を有した。<sup>10)</sup>

併し乍ら大阪爲替會社の設立が然かく容易に實現されなかつたことは、大阪通商會社の設立の場合と同じである。<sup>11)</sup> 既に大阪の商人は曾て幕末に設立された商社に關係して苦い經驗を嘗めて居り、且つ共同企業組織による銀行なるものが如何なるものであるかといふことすら充分に理解して居なかつたため、誰しも喜んで爲替會社の設立に参加しようとはしなかつたやうである。併し乍ら通商司の役人よりの勸説、否な寧ろ強迫によつて、大阪の富豪は溢々乍ら大阪爲替會社の設立に参加し、終に明治二年八月十日に漸く呱呱の聲を揚げるに至つたのである。

## 第二 大阪爲替會社の構成

(一) 社中 大阪爲替會社は一つの社團であつたから、それを構成するところの社員なるものが

9) 商社規則 序書

10) 大阪爲替會社規則 第二十五ヶ條

11) 拙稿前掲論文參照



存在したことは勿論である。此の社員を社中と稱した。而して社中は其の分限に應じて差加金（一名身元金）を醸出する義務があつたが、其の差加金は單なる株金と異つて、社中はそれに對して月一步の利息を受ける權利を有し、尙會社に収益があれば、其の出資高に應じて利益配當を受ける權利も勿論享有した。而して社中は其の差加金に對して會社より差加金預り手形の交付を受けたのであるが、其の手形は之を隨意に讓渡することが出來た。尤も手形を讓渡する前豫め會社へ申出でて、其の許可を受くる必要はあつた。社中の資格は之を制限することなく、身元調査の上、社中一同の評議によつて其の加入を決定した。但し遠國の者は、其の身元を確實にするため、其の國の府藩縣の添翰を持參することを一つの條件とした。而して創立當時の社中の數は、約五十名程あつたが、解散當時には約七十名程に増加した。

差加金は即ち資本金であるから、他の預金の如く、手形引替に其れを返還して貰ふことの出來なかつたことは勿論である。而して此の差加金を以て會社は其の貸出の元本の一部分とした。尙會社の資本金は幾何であつたかといふに、前に述べし如く、社中に入合せんとするものは、殆んど制限なく加入することを得たため、會社の資本金も社中の増加に伴つて増資されたのである。明治二年八月十日會社が成立した時の差加金の合計は拾九萬七千八百兩であつたが、明治三年六月末には、三十七萬八千百兩、明治四年二月末には四十萬二千六百兩、明治五年五月末には四十

條第三規  
會社規則  
爲同規則  
大阪同規則  
大同同規則

八ヶ條  
十五ヶ條  
第八ヶ條

1) 2) 3) 4) 5)

四萬八千五百圓<sup>11)</sup>、會社が愈々解散されるといふ時には四十六萬六千五百圓餘といふやうに漸次増加して行つた。

(二)會社の機關 會社の代表機關とも見るべきものに總頭取がある。而して其の總頭取には左記の九名が任命された。

- 山中善右衛門 廣岡久右衛門 長田作兵衛 殿村平右衛門 石崎喜兵衛 中原庄兵衛 三井元之助(代勤加藤清右衛門)
- 島田八郎左衛門(代勤高木源助) 小野善助(代勤武岡久七)

此等の者は勿論多額の差加金を出したるがために總頭取になつたのである。而して總頭取は社中の互選によつて就任したのではなく、皆官命によつたのである。重要な事項に就いては九名の總頭取が連署して責任を負擔したが、重要なならざる事項に就いては當番の總頭取が單獨にて行動した。總頭取の外に頭取並及び爲替方といふものがあつた。これも官命によつて就任したのであるが、主として内部的に會社の業務を掌つた。而して總頭取及び頭取並等は交代して勤務したのであつて、頭取並及び爲替方は十人宛月番を立て、業務を執行した。<sup>13)</sup>尙監督機關として非番の者が二人宛順次に會社を監査することになつて居た。<sup>14)</sup>更に株主總會に相當するものに社中一同の評議會があつて、重要事項に就いて議決したが、<sup>16)</sup>それは夫れ程重要な役割を演じなかつたやうである。會社の使用人としては、今日の支配人に相當する者に、取締といふものがあつて、其の取締に

二) 條  
 一) 條  
 三) 條  
 四) 條  
 五) 條  
 六) 條  
 七) 條  
 八) 條  
 九) 條  
 十) 條  
 十一) 條  
 十二) 條  
 十三) 條  
 十四) 條  
 十五) 條  
 十六) 條  
 十七) 條  
 十八) 條  
 十九) 條  
 二十) 條

なつた人は悉く總頭取の手代であつた。初め小野・島田・三井の手代も取締であつたが、後に至つて此の三名は總頭取の代勤として勤務することになつたため、残り六名の總頭取の手代が取締となつて會社の實權を掌握した。其の氏名は次の如くである。

(草尾可兵衛(山中))

齊柏新助(廣岡)

田伏專藏(長田)

佃萬兵衛(殿村)

大谷慶助(石崎)

榎谷祐七(中原)

而して此等の取締は會社の業務を區分して仕事したのであつて、會社は其の業務を社中取締掛、札製造方取締掛、金札引替方掛、貸付掛、諸國出張取締掛等に區分した。<sup>10)</sup>

### 第三 大阪爲替會社の性質

以上によつて大阪爲替會社の生れ出づる悩み、其の組織及び業務等を述べたが、茲に問題となるのは、大阪爲替會社の性質である。

此の會社が一つの共同企業形態であることは、いふ迄もないことであるが、それが一つの組合であるか、將又一つの會社であるかに就いては大に議論がある。澁澤榮一氏は、「開國五十年史」に於て、爲替會社は組合であつて、株式會社にあらず、と述べて居るが、<sup>11)</sup> 同氏は、而かも同じ書物の中で、爲替會社は固より今日の會社とは同じからず、又其の事業も數年にして失敗に歸したりと雖も、尙之を以て我國會社の濫觴となすに妨げないと言つて居る。<sup>12)</sup> 併し乍ら大阪爲替會社の

11) 同書 第五十條  
12) 同書 第五十條  
13) 同書 第五十條  
14) 同書 第五十條  
15) 同書 第五十條

組織並びに其の營業等より判斷すれば、獨立せる企業の盟約に基いて成立せる組合であつたとは、到底考へ得られない。即ち松本博士の説の如く、爲替會社は我國に於ける會社の濫觴である。と確言することが出来る。

大阪爲替會社が一つの會社であつたといふことに就いては恐らく何人も異存があるまいが、次に問題となるのは、それが何會社であつたかといふことである。此の問題に就いては、議論は未だ一定して居ない。例へば明治財政史に於ては、爲替會社の性質は組合會社である、と書かれてあるが、其の所謂組合會社といふ意義は判然としないのであつて、或は合名會社を指示したものであるかも知れぬ。上田博士は、爲替會社は株式會社の先驅であるが、株式會社の性質を十分に具へたものではないと言ひ、或は又爲替會社に類似して居ると述べて居る。要するに爲替會社が何會社であつたと斷言した者はなく、唯株式會社に余程近いものであると言つて居るに過ぎないのである。

抑も大阪爲替會社は、他の爲替會社と同じく、明治新政府が大資本的の銀行を起さんとして、即ち合資結社の方法によつて、泰西にあつた株式會社組織の銀行に倣はんとして、設立せしめたものに外ならない。従つて其の設立の目的に副はんがためには、廣く一般から資本を集めなければならなかつた。即ち社中を各方面から募集せなければならなかつたのである。然るが故に成立

1) 三井家文書 下 588頁  
 2) 關同五十年史 679頁  
 3) 本同書 679頁  
 4) 明治財會社講義 第九頁  
 第十二卷 496頁

したるところの爲替會社は、合名合資會社の如く、家族的な集團でもなく、又單なる同業者の、而かも少數の人々の結社でもなく、各方面の有産者によつて組織された會社であつた。又其の資本主義的の經營の色彩を益々發揮するため、社中の増加、従つて又資本の増大することは、會社が之を大に歡迎したことは既に述べしが如くである。

株式會社の特色の一つは、其の證券制度にあるが、爲替會社も出資者に對して差加金手形を發行し、而かも其の任意讓渡を許した。併し乍ら實際に於て其の手形は頻繁に賣買せられなかつたやうであるし、又證券市場の未だ發生せざりし當時に於ては、それを自由に讓渡することも事實上不可能なことであつたであらう。尙爲替會社に對する出資が證券化されて居たといふことは、次の事實によつても確言されることが出来る。即ち爲替會社の出資者が其の出資の證明として差加金手形を會社より發行して貰つたことは、既に述べし如くであるが、此の手形を質入して出資者は資金の融通を會社より受けて居たのである。又初め政府が爲替會社を設立せしめた時も、會社に對する出資は固定するものではなく、出資と同時に資金の融通を受くる便宜があるといふことを言つて、多くの人々をして會社の設立に参加せしめたのである。其れは取も直さず出資が證券化されたといふことを意味する。兎に角爲替會社の出資が證券制度を採用して、廣く一般から出資者を募集したことは、株式會社の第一の特色を具備して居たといふことが出来る。

株式會社の第二の特色は重役制度であつて、多數の出資者によつて構成される株式會社にありては、其の經營の任に當る者は、其の内の少數の者でなければならぬ。即ち最も企業能力に富む者に會社の經營を一任し、他の出資者は其の經營者の手腕に信賴するといふことが又株式會社の一特色である。爲替會社に於ては表面上の經營者として當番の總頭取及び頭取並があつた。従つて會社の責任者が毎月交代するやうでは會社の運營上差障を生じないかといふ疑が生ずるのであるが、實際會社を運營した者は總頭取の手代等より成つた六名の取締であつた。即ち此の六名の取締は會社に關する全責任を負擔して毎日從業し、又事實上此等の者は單なる使用人でなくて、會社の重大問題に就いては他の社中と共に連署して居る。従つて總頭取及び頭取並は月番で交代しても、會社の運營上に就いては何等の差障を生じなかつたのであつて、社中は皆此等の取締に會社の經營を全く一任したのである。換言すれば社中は出資者として事業の危険を負擔したが、取締は會社を經營する職分を擔任した。之によつてみれば、爲替會社も所謂重役制度を採用して居たといふことが出来る。

最後に爲替會社の社中の責任であるが、會社規則中には其の責任の範圍に就いて何等規定する處がない。唯明治六年三月井上大藏大輔が取決めた大阪爲替會社改正規則の第二條に次の文言がある。<sup>7)</sup>

凡世間何様なるを論ぜず他人相集りて會を結び社を立る到底其功を奏すること能はずして竟に其社を散し會を解かざるを得ざるの場合に至るときには當初差出せる本資金を没入するは勿論のことにもし尙不足を訴ふるときは當初出金の割合に應じて更に多少の増額を拂出さしむるは是宇宙の公法にして諸會社の慣行する所のものなり故に今此會社を結局するに至りて其本資を没入する尙不足を生ぜば其不足丈の金高を拂出さしむることこれ至當のことなれども(下略)(圈點は筆者之を附す)

此の文言によつて、社中の責任が無限であつたことが分るが、事實上に於ては結局社中の責任は有限で停まつた。兎に角社中の責任が無限であるといふことは社中の恐らく觀念して居つた處であるけれども、元來責任の有限といふことは、株式會社に取りては左程重要な特色ではないのであつて、爲替會社は此の重要なならざる特色のみは、之を具備して居なかつた譯である。

之を要するに、爲替會社は株式會社の特色たる證券制度と重役制度とは之を具備して居つたが、有限責任は之を具備して居なかつた。併し有限責任は株式會社の重要な特色ではないから、爲替會社は株式會社としての重要な性質を多分に具有して居たものといふことが出来る。元來明治新政府が爲替會社を設立せしめたのは、泰西にあつたコムパニー即ち株式會社を我國に移植せしめんとしたのであるが、當時株式會社なるものを正當に理解する者殆んどなく、ために株式會社を完全に移植し得ずして、爲替會社を不完全な株式會社に仕上げてしまつたのである。然るに其の後株式會社に關する知識が益々増進したため、爲替會社が株式會社であるといふことも明瞭に意識されて來た。是れ、初めに於ては出資者を社中と稱したるに拘らず、會社の解散する

頃には之を株主と稱するに至つた所以である。<sup>8)</sup>

由是觀之、爲替會社は完全な株式會社でなかつたとはいへ、政府は株式會社のつもりで設立せしめたものであり、且つ假令不完全乍らも、株式會社としての重要な特色は、之を具備して居たのであるから、爲替會社を以て我國に於ける株式會社の濫觴であると斷言しても、敢て過言ではあるまい。従つて又私は、我國に於て最も古い株式會社といふ榮譽は、之を國立銀行に負はしめずして、爲替會社及び通商會社に擔はしむべきであると思ふ。<sup>10)</sup>

#### 第四 餘 言

明治維新後に於ける我國の經濟の發展は蓋し未曾有のことであつて、此の經濟的躍進があつたればこそ、現在我國は世界の強國の内に伍するやうになつたのである。而して維新後に於ける此の異常なる發展は、我國の經濟が維新後資本主義的に發展したことを意味する。然らば我國の經濟は維新後如何にして資本主義的に發展したかといふに、之に就いては種々の原因が存するであらうが、其の内最も重なるものは、蓋し外國資本主義の壓迫であらう。即ち開國によりて外國資本主義が漸次我國に進出して來たため、之が對抗上我國自らも資本主義的にならざるを得ざることになつた。換言すれば外國資本主義の壓迫に拮抗するため、明治新政府は意識的に、及び無意

8) 同書 427頁

9) 上田博士 日本に於ける株式會社の起源(商學研究 第二卷 838頁)

10) 之に就いては拙稿「明治初年に於ける大阪通商會社」(本誌既載)参照



識的に、並びに積極的に、及び消極的に日本をして資本主義化せしめざるを得なかつたのである。而して當時外國資本主義の眞價を最もよく評價したものは明治新政府の下に於て活躍した官吏即ち舊幕時代の下級武士階級であつたため、日本を資本主義化することに即ち外國資本主義の移植模倣に最も多く全力を盡した者も彼等下級武士であつた。従つて又生じたことは明治新政府が日本を資本主義化するために採つた政策は富國強兵の策であつた。而して富國強兵の實を擧げるがためには、其の策の必要を最も多く痛感せるころの政府當局者が、其の富國強兵の旗幟を最も鮮明になして、世人を誘導する必要があつた。即ち政府當局者が率先して日本を資本主義化することに奮闘せねばならなかつた。其の結果として生じたことは、殆んど總べての經濟活動が所謂親權主義によりて支配されたことである。即ち明治初年に於ては經濟活動は殆んど總べて政府の指導誘掖を俟たなければ大事業をなし得なかつたのである。

明治新政府が親權主義を實施するために採つた最初のもものは即ち明治二年に設立された爲替會社及び通商會社である。従つて茲に述べた大阪爲替會社は明治新政府の親權主義が振り翳された第一の對象物に外ならない。大阪爲替會社は、表面上は私の會社であつたが、其の設立、營業及び終末に於て悉く政府當局の指導誘掖を受けた。尤も之がために反つて數年にして會社を解散せしめざるを得ざることとなつたとはいへ、(會社の業績に就いては他日説述しよう)實際政府の助力を受けたればこそ、會

- 1) 高橋龜吉 日本資本主義發達史 28-35頁  
2) 上田博士 日本に於ける株式會社の起源(商學研究 第十二卷 三號 816-7頁)

社又は銀行といふが如きものが我國に初めて實現したのである。大阪爲替會社は其の存續中營業上に就いて種々の保護を政府より受け、殊に銀行券發行といふ特許を附與された。其の後今日に至る迄我國では政府より銀行券の發行其他種々の特許を附與されて居る銀行及び會社は數多あるが、其の所謂特許會社の嚆矢は實に此の爲替會社であつた。

經濟活動を資本主義的に組織するがためには是非其株式會社による必要がある。従つて我國も外國資本主義の壓迫に對抗して、自らを資本主義化するがためには、先づ株式會社を設立する必要があつた。即ち明治新政府は資本主義への門出の第一歩として株式會社を設立することにしたのであつて、其の抑もの第一歩は此の爲替會社に印せられたのである。蓋し既に述べたる如く、假令不完全であつたとはいへ、爲替會社は一つの株式會社に外ならなかつたから、それは明治の經濟が資本主義的に進展する第一歩を印したところの記念すべき足跡である。

經濟が資本主義的に發展するがためには、換言すれば經濟活動が株式會社組織を採るがためには、當然に其處に銀行なるものを必要とする。我國も我國の經濟を資本主義化するがために、第一に株式會社を設立することにしたが、之と同時に銀行を設立して、金融の便を開通せしむる必要を大に認めた結果、通商會社と同時に爲替會社を設立して、泰西にあつた銀行を模することにした。而して又金融の便を大に開通するがためには、銀行の融通力を増大する必要がある。然る

に未だ預金なるもの、發達しない明治初年に於ては、其の融通力を増大するためには、勢ひ外國の銀行の既に實行して居た銀行券なるものを發行するより外に方法がなかつた。之がため爲替會社は我國未曾有の計劃たる銀行券の發行を特許せられたのであつて、其の窮極の目的とするところは、資本主義化を一層促進せしむることに外ならなかつた。大阪爲替會社の發行したる金券及び錢券はかくして生れ出でたものであつて、それは又實に我國に於ける銀行券の鼻祖である。

之を要するに大阪爲替會社は、我國が資本主義的に進展するといふ旗幟が第一に掲げられたところのものである。換言すれば明治新政府が資本主義的發展への瀕踏として踏み出した第一歩のものが即ち此の爲替會社である。尤も其の瀕踏は成功しなかつたが、併し之が我國の經濟活動を資本主義化するがために裨益せしところ少くなく、之が動因となつて株式會社及び銀行を大に發達せしめ、延いて今日の如く我國の經濟を大に發展せしむるに至つたのである。兎に角大阪爲替會社は他の爲替會社と同じく我國に於ける最初の特許會社、銀行而かも發券銀行の嚆矢、株式會社の濫觴といふ榮譽を擔ふものであつて、明治經濟を大發展せしむる最初の礎石となつたのである。換言すれば、大阪爲替會社は我國殊に大阪の産業を資本主義化する原動力となつたものであるから、明治維新後に於ける大阪の經濟の發達を攻究するがためには、それは最初に手を着くべき、又最も必要なる研究對象であるといはねばならぬ。